

有理、大理仰使廳令致沙汰家信卿令集取其車荷之間、使廳重擄取牛童、有不穩事等云々、

〔左經記〕寛仁四年二月廿七日己酉、早旦參中河御堂、以午刻被奉渡御佛、丈六阿彌陀佛、九體觀音、勢至各一體、○中略次御

佛大車上作蓮花座載、
佛、有白蓋物十一兩、

〔方丈記〕爰に六十の露きえがたに及びて、更に末葉のやどりを結べることあり、○中略、其家のありさま、よの常ならず、廣は僅に方丈、高さは七尺がうち也、所を思ひ定めざるが故に地を占めて作らす、土居をくみ、打おほひをふきて、つぎめごとにかけ金をかけたり、もし心にかなはぬことあらば、やすく外に移らんが爲也、其改め造る時、幾ばくの煩かある、積む所、僅に二輛なり、車の力をむくふる外は、更に他の用途いらす。

〔雍州府志七土產〕車、稠載雜品物者謂雜車、洛下三條橋西南、鳥羽横大路造之。

〔見た京物語〕三條の橋、牛車を通さず、加茂川の中をわたる、

〔京都御役所向大概覺書〕京都牛數車數并拜借之事

一牛數三拾九疋

一車數五拾轍、三條組之分

一牛持人數拾貳人

車稼之義は、洛中洛外、西は嵯峨、東は大津、南は伏見、鳥羽筋、六地藏、北は鷹峯、車坂、高野邊、其外近國何方へも參致渡世候、

但右牛持居所、河原町、荒神口下ル町、今出川六條新屋敷右三ヶ所に居住仕、此分三條組と申候、

略○中

一先年大坂御陣之節、御陣道具品々御用相勤、御歸陣已後、車所々往返之御證文、板倉伊賀守殿より車持共江被下候、右證文左に記、